

# 花みち

## 定期貯金

JA 共済金専用

取扱期間

2026年3月2日(月) ▶ 2027年2月26日(金)

組合員様限定

スーパー定期 3年(複利)

スーパー定期  
1年(単利)

年 0.90% 年 0.70%

(税引後 年0.717%)

(税引後 年0.557%)

【対象者】個人の方(スーパー定期3年は組合員または新たに出資をお申込みいただける方)

【対象資金】JA共済満期金およびその他JA共済金

対象となる資金は令和8年3月2日以降に入金された資金とし、入金日から1ヶ月以内にお預けいただいたものに限ります。

【お預入金額】10万円以上、支払われたJA共済金の範囲内とします。

※中途解約された場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。 ※急激な金利変動により上記商品の取扱を中止させていただく場合があります。

※満期日以降は自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ※詳しくは窓口または裏面記載の商品概要説明書をご確認ください。

詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。

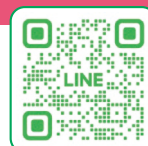
御前崎支店 TEL.63-2395  
地頭方支店 TEL.58-0621  
相良支店 TEL.52-0281  
萩間支店 TEL.54-0321

榛原支店 TEL.22-0750  
勝間田支店 TEL.28-0211  
吉田支店 TEL.32-1121  
住吉支店 TEL.32-0115

JAハINAN  
<https://hainan.ja-shizuoka.or.jp/>  
JAハINAN 検索



JAハINANHP



公式LINE



Instagram

# JA共済金専用定期貯金《商品概要説明書》

2026年3月2日現在

1.商品名	●スーパー定期貯金(1年・単利型) (愛称:花みち定期貯金)
2.ご利用いただける方	●個人のみ
3.取扱期間	●2026年3月2日(月)～2027年2月26日(金)
4.期間	●定型方式…1年 ●自動継続のお取扱いとなります。
5.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)対象資金	●一括預入 ●10万円以上、支払われたJA共済金の範囲内とします。 ●1円単位 ●JA共済満期金およびその他JA共済金 ※2026年3月2日以降に入金された資金とし、入金日から1ヶ月以内にお預け入れいただいたものに限ります。
6.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
7.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●年0.70%を満期日まで適用します。 ●満期日以降は、継続時におけるスーパー定期1年ものの店頭表示金利が適用されます。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭に表示しています。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
10.中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×50%
11.貯金保険制度(公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話番号:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13.その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。 ●金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

1.商品名	●スーパー定期貯金(3年・複利型) (愛称:花みち定期貯金)
2.ご利用いただける方	●個人のみ
3.取扱期間	●2026年3月2日(月)～2027年2月26日(金)
4.期間	●定型方式…3年 ●自動継続のお取扱いとなります。
5.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)対象資金 (5)預入対象者	●一括預入 ●10万円以上、支払われたJA共済金の範囲内とします。 ●1円単位 ●JA共済満期金およびその他JA共済金 ※2026年3月2日以降に入金された資金とし、入金日から1ヶ月以内にお預け入れいただいたものに限ります。 ●組合員または新たに出資をお申込みいただける方
6.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。 ●一部支払いの取り扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。
7.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●年0.90%を満期日まで適用します。 ●満期日以降は、継続時におけるスーパー定期3年ものの店頭表示金利が適用されます。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭に表示しています。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
10.中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
11.貯金保険制度(公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話番号:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13.その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。 ●金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

※詳しくはJA窓口までお問い合わせください。